

答 申 第 8 4 号
平成23年11月2日
(諮問公第103号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年7月13日付けで「特定地先の里道（以下「本件里道」という。）に係る字絵図訂正の承諾及び公共用地（里道）との境界協定願いに係る文書」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年8月3日付け鹿建総第80号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年9月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

平成21年8月3日付けで鹿児島県知事が行った、鹿建総第80号による行政文書の不開示決定処分の文書の引き継ぎと移管の審査と取り消しを求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 法務省は、特定地番、公衆用道路、151㎡、所有者建設省、及び隣接する無番地里道に係る地図訂正票は存在していない、また昭和〇年〇月〇日作成の地積測量図が現存し、同年〇月〇日に表題登記が行われているので、このころに地積測量図の申請人欄に記載のある者からの申出に基づき鹿児島地方法務局の登記官が職権により行ったものと推測される、と文書で回答している。

イ 鹿児島土木事務所総務課は、平成18年11月2日付けの公文書不開示決定通知書（鹿土第491号）で登記に係る文書は存在しない、と回答している。

ウ 県が所有していた公文書、本件里道に係る字絵図訂正の承諾及び公共用地（里道）との境界確定願いに係る文書がなぜ県に存在し、鹿児島市に移管され、国に引き継がれたのか。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 里道、水路といった法定外公共物については、都道府県が財産管理を行ってきたが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）の施行により、機能を有しているものは市町村に譲与され、譲与されなかったものについては、一括して用途を廃止し、国に引き継ぐこととされた。

イ 都道府県が保管する法定外公共物に関する書類については、原則として、譲与や引き継ぎにより新たに帰属した管理主体別に分類し、移管することとされたが、それが困難な場合には、市町村に移管することとされた。

ウ 鹿児島市内に係る法定外公共物については、平成16年度までに鹿児島市への譲与が完了し、本件里道との境界確定願いに係る文書も鹿児島市に移管した。

エ 本件里道については、里道の機能を有していたが、鹿児島市から譲与申請がなかったため、一括用途廃止を行い、鹿児島財務事務所に引き継ぐこととなり、境界確定願いに係る文書以外の関係書類は、鹿児島市に移管しなかった。

オ 財務事務所等に引き継いだ後に、機能を有している法定外公共物の譲与漏れが判明した場合には、市町村は速やかに譲与を受けることとされ、譲与を受けるまでの間は、当該法定外公共物の財産管理を国土交通省が行うこととされた。

カ また、国土交通省九州地方整備局から管理資料の引継依頼もあったことから、本件里道の字絵図訂正の承諾に係る文書は、当面の財産管理者である同局に引き継いだ。

キ そのため、本件里道に係る字絵図訂正の承諾に係る文書は国土交通省九州地方整備局に引き継ぎ、公共用地（里道）との境界確定願いに係る文書については、鹿児島市に移管していることから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月27日	諮問を受けた。
平成22年6月23日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年7月23日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成22年9月8日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年6月2日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
7月5日	諮問の審議を行った。
7月15日	委員による実地調査を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。
8月25日	諮問の審議を行った。
10月6日	諮問の審議を行った。

(2) 本件異議申立てについて

本件処分において、実施機関は文書不存在を理由として不開示としている。

「異議申立ての趣旨」の記載によると、異議申立人は、必ずしも本件処分の取消のみを求めるものではないとみられるが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であることから、当審査会においては、文書不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(3) 審査会の判断

ア 請求対象公文書について

本件請求に係る公文書は、本件里道に係る字絵図訂正の承諾及び境界協定願いに係る公文書である。

実施機関は、本件里道との境界協定願いに係る文書(以下「対象公文書1」という。)は鹿児島市に移管したため県の機関に存在しない、また、本件里道に係る字絵図訂正の承諾に係る文書(以下「対象公文書2」という。)は国土交通省九州地方整備局に引き継いだため県の機関に存在しないとして、いずれも不開示としている。

イ 対象公文書1について

(ア) 法定外公共物の管理及び市町村への譲与について

当審査会で確認したところ、国有財産のうち、道路法や河川法等の特別の法令の定めがない、里道、水路といった法定外公共物の財産管理は、都道府県知事が機関委任事務として処理してきたが、平成12年に地方分権一括法が施行され、里道、水路の機能を有しているものは、平成17年3月31日までに申請に基づき市町村に譲与することとされた。

そして、上記譲与期限内であって市町村に譲与されるまでの間は、法定受託事務として都道府県が法定外公共物の財産管理を行うこととなった。

なお、譲与期限内に譲与手続きが完了した市町村については、都道府県は平成17年3月31日付けで譲与対象とならなかった法定外公共物を一括して用途廃止し、財務局等に引き継ぐこととされた。

(イ) 市町村への譲与及び財務局等への引き継ぎに係る文書の取扱いについて

法定外公共物の市町村への譲与及び国への引き継ぎに伴う文書の取扱いについては、平成16年5月26日付け国土交通省大臣官房長通知（国官会第289号）並びに平成16年6月に財務省及び国土交通省が作成した資料「法定外公共物に係る国有財産の譲与等に関する取扱いについて」に定められている。

上記通知及び資料を確認したところ、都道府県が保管する法定外公共物に係る書類等は、当該法定外公共物の財産管理を行う主体により分類し、譲与や引き継ぎにより新たに帰属した管理主体別に分類し移管することとするが、書類等の分割が事実上困難な場合は法定外公共物の大半を引き継ぎ管理することになる市町村に移管することとされていた。

また、上記の国の資料には、市町村や財務局等に引き継ぐべき書類の一つの例として、「境界確定に係る申請書（添付書類を含む）」が挙げられている。

(ウ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は、本件里道の境界確定書類は、鹿児島市に移管したため存在しないと説明している。

そこで、当審査会が、委員及び事務局職員をして鹿児島地域振興局建設部建設総務課の執務室内及び文書庫内を確認させたところ、対象公文書1の存在は確認できなかったが、鹿児島市（旧鹿児島市域）に係る法定外公共物に関する書類を移管するに当たっての平成17年3月28日付け鹿児島市長宛ての鹿児島土木事務所長名通知の起案文書が存在し、同市へ境界確定書類等460箱余りを移管するとの記載があることが確認できた。

また、事務局で確認させたところによると、実施機関は、平成17年の文書移管当時、鹿児島土木事務所（現在の鹿児島地域振興局建設部）において、個々の案件が時系列に編綴された「里道・水路境界確定調書」、「里道・水路境界確定継続分」、「里道・水路境界確定申請書（未立会分）」、「里道・水路境界確定台帳」等に分類して境界確定書類を保存していたとのことであった。

実施機関は、里道は箇所が多い、個々の面積が小さい、場所の特定が難しいこと等の理由から、譲与申請の有無を確認して新たな管理主体別にこれらの境界確定書類を分割することは困難であって、原則として市町村に対して一括して移管しており、平成17年3月に鹿児島市に文書移管した際に、対象公文書1についても同市に移管したと説明している。

上記(イ)のとおり、法定外公共物に係る書類を、新たな管理主体毎に分割せずに

市町村に移管する取扱いは、国通知等に定められているところであり、また、鹿児島地域振興局建設部建設総務課の執務室内及び文書庫内に対象公文書1の存在は確認できなかったことから、対象公文書1は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、対象公文書1について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 対象公文書2について

(ア) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は、対象公文書2は、対象公文書1の法定外公共物に係る境界確定書類とは別に編綴されており、鹿児島市に境界確定書類を移管した後においても、対象公文書2は同市に引き継がれずに実施機関において保有しており、国土交通省九州地方整備局からの依頼に基づき対象公文書2を同局に引き継いだため実施機関には存在しないと説明している。

そこで、当審査会が、委員及び事務局職員をして鹿児島地域振興局建設部建設総務課の執務室内及び文書庫内を確認させたところ、対象公文書2の存在は確認できなかったが、県が保有する本件里道に関する資料一式を引き継ぐよう依頼する旨の平成19年8月28日付けの国土交通省九州地方整備局総務部長名の公文書が存在し、当該依頼に応じて同部長宛での同年9月5日付け鹿児島地域振興局建設部長名通知の起案文書において、「〇〇町里道地図訂正に係る案件（NO.1～NO.3）」の書類を引き継ぐとの記載があることが確認できた。

上記の国土交通省九州地方整備局からの依頼は、地番により本件里道を特定した上で、その「資料一式」の引き継ぎを求めるものであり、これに応じて国土交通省九州地方整備局に送付した「〇〇町里道地図訂正に係る案件（NO.1～NO.3）」に対象公文書2が含まれていたと実施機関は説明している。

上記の起案文書において、本件里道に係る書類を国土交通省九州地方整備局に引き継ぐとの記載が確認でき、また、鹿児島地域振興局建設部建設総務課の執務室内及び文書庫内に対象公文書2の存在は確認できなかったことから、対象公文書2は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

以上のことから、対象公文書2について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。